



平成 27 年 4 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社 放電精密加工研究所
代表者名 代表取締役社長 二村 勝彦
(J A S D A Q ・ コード番号 : 6 4 6 9)
問合せ先 取締役管理部長 大村 亮
電話番号 0 4 6 - 2 5 0 - 3 9 5 1

定款の一部変更に関するお知らせ

平成 27 年 4 月 16 日開催の当社取締役会において「定款一部変更の件」に関し、平成 27 年 5 月 27 日開催予定の第 54 期定時株主総会に下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

会社法の改正に伴い、監査役全員との間に責任限定契約を締結することを可能とするため、第 35 条（監査役の責任免除）の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

- | | |
|---------------------|----------------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日 | 平成 27 年 5 月 27 日 (水) |
| (2) 定款変更の効力発生日 | 平成 27 年 5 月 27 日 (水) |

以 上

定 款 変 更 案

(下線は変更部分を示します。)

現 行	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 35 条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>社外</u>監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める範囲内とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 35 条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める範囲内とする。</p>

以 上